

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 イ 高齢者福祉関係 1 戦没者追悼式については、新市において再編統一する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
戦没者追悼式	1. 委託先 遺族連合会  2. 補助金額 1300千円 遺族連合会へ補助  3. 内容 式典の準備・案内状の送付等  4. 慰霊祭の時期 ・11月中旬 ・市民会館  5. 柱数 1,430	1. 実施主体 大野原町社会福祉協議会  2. 補助金額 なし 14年度より社会福祉協議会の予算で実施  3. 内容 ・式典の準備・案内状の送付等 ・遺族会、傷痍軍人会が協力  4. 慰霊祭の時期 ・5月下旬 ・町スポーツセンター（町全体）  5. 柱数 576 1柱あたり 3,094円	1. 実施主体 遺族連合会  2. 補助金額 豊浜地区遺族連合会 537400円 和田地区遺族連合会 605000円  3. 内容 式典の準備・案内状の送付等  4. 慰霊祭の時期 和田地区 9月 豊浜地区 3月 お寺  5. 柱数 442 1柱あたり 2,200円				

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 イ 高齢者福祉関係 2 老人介護支援センターについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。						
項目	観音寺市		大野原町		豊浜町		
老人介護支援センター	<p>○業務委託</p> <p>1. 委託先 楽陽荘・はがみ苑・ケアネット24</p> <p>2. 委託金額 地域型 2890千円 福祉用具展示 796千円 実態把握 1,728千円</p> <p>3. 委託内容 相談業務委託</p>		<p>○業務委託</p> <p>1. 委託先 老人介護支援センターおおのはら</p> <p>2. 委託金額 地域型 2890千円 福祉用具展示 796千円</p> <p>3. 委託内容 相談業務委託</p> <p>4. 委託先の人員 3名 看護師・保健師・介護支援専門員（社会福祉士）</p>		<p>1. 総合相談 ・年齢 おおむね65歳以上 ・要件 介護保険認定者（在宅・施設） 介護保険に認定されていない者（障害者も含む） ・件数 3200件 ・サービス内容 個別相談（電話・来所・訪問） 関係機関との連絡・調整</p> <p>2. 高齢者台帳整備 ・年齢 おおむね65歳以上 ・要件 総合相談対象者 約 300件 ・サービス内容 台帳作成・管理</p> <p>3. 高齢者実態把握 ・年齢 おおむね65歳以上 ・要件 介護保険認定者 その他相談に応じた人 約 300件 ・サービス内容 個別相談（電話・来所・訪問） 関係機関との連絡・調整</p> <p>4. ケース会議・連絡会 ・年齢 おおむね65歳以上 ・要件 介護保険認定者 介護保険認定されていない要援護者 ・サービス内容 情報交換・サービス内容の調整 （毎日10分くらい・1/2W 木）</p> <p>5. 関係機関との連絡調整 ・年齢 おおむね65歳以上 ・要件 介護保険認定者 介護保険認定されていない要援護者 ・サービス内容 情報交換・サービス内容の調整</p> <p>6. 福祉用具展示・紹介 福祉用具常設展示 町内業者</p>		

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	(各種福祉制度) イ 高齢者福祉関係 3 在宅ケア専門委員会については、合併時に統一する。 4 居宅介護支援事業所運営については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。 5 居宅介護サービス事業所運営については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
在宅ケア専門委員会	_____	_____	1 開催回数 24回 1回/2W 16:00~17:30  2 内容 サービスの連絡・調整 意見情報交換 学習会 対象人数 約460件				
居宅介護支援事業所運営	_____	大野原町指定介護保険事業所運営 介護支援専門員 7名(うち3名保健師・4名ヘルパー)	豊浜町老人介護支援センター(居宅支援部門)運営 職員 常勤 1名(兼務) 1名病院から派遣  H13 実人員 70人 延人員 501人				
居宅介護サービス事業所運営	_____	1. 大野原町指定介護保険事業所運営  2. サービスの種類 訪問介護 訪問入浴  3. 職員 介護福祉士 4名 登録ホームヘルパー 6名 准看護師 1名(臨時)	_____				

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 イ 高齢者福祉関係 6 敬老年金支給事業については、平成18年度から統一する。 7 敬老会事業については、平成18年度から統一する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
敬老年金支給事業	1. 年齢 80歳以上 (平成14年度から) 2. 要件 1年以上市内に居住 3. 年金額 一律 5,000円 4. 支給方法 各公民館 5. 通知方法 はがきで案内	1. 年齢 80歳以上 2. 要件 9月15日現在、町内に引き続き1年以上居住している者 3. 年金額 80～89歳 8,000円 90～99歳 10,000円 100歳以上 100,000円 4. 支給方法 本人口座へ振込 5. 申請及び決定 本人又はその扶養義務者等の申請に基づいて町長が決定する。	1. 年齢 80歳以上 2. 要件 9月15日現在、町内に1年間以上在住の者 3. 年金額 80～89歳 8,000円 90～99歳 10,000円 100歳以上 100,000円 4. 支給方法 現金支給 5. 通知方法 個人通知				
敬老会事業	1. 対象者 75歳以上(平成14年度は、4,748名) 2. 内容 記念品は地区により、異なる。 (菓子、タオル等) 公民館で行っている地区があり、市長を招待する地区もある。 3. 委託先 自治会 婦人会 地区社会福祉協議会 4. 委託料 1人1,650円	1. 対象者 H14.9.1現在で満73歳以上の町民(H14年度は1,918名) 2. 内容 記念品 該当者全員 2,500円相当 商品券・お菓子・紅白のまんじゅう・萩の湯入浴券 町全体で行う(町スポーツセンター) 毎年9月15日に実施 式典の後余興を行う。 3. 実施 社会福祉協議会 ・協力 婦人会・自治会長 (案内、誘導、欠席者宅まで記念品を届ける) グリーンクラブ(ボランティア団体)希望者を車で送迎 14年度は社会福祉協議会予算で対応	1. 対象者 3.31.現在で80歳以上の方 2. 内容 5月 実施主体 町 3. 委託先 婦人会 4. 委託料 人数割 @3000×人数 協力費 @200×人数 均等割 150,000				

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 イ 高齢者福祉関係 8 シルバー人材センター運営補助事業については、新市において再編統一する。 9 高齢者保健福祉計画については、新市において速やかに策定する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
シルバー人材センター 運営補助事業	<p>1. 組織概要 名称：(社)観音寺シルバー人材センター 設立時期：H元.4.1 会員数：302名</p> <p>3. 事務局 観音寺市シルバー人材センター</p> <p>3. 取り扱い事務 請求作業 配分金計算処理 会員就業管理</p> <p>4. 活動状況等 研修会開催 2回 筆耕講習会 毎月1回 料理講習会 年2回 剪定講習会 年2回 ガーデニング講習会 年2回</p> <p>5. 就業状況(H14) 就業実人員 171名 就業延人員 18,045名/年 契約金額 86,938千円</p> <p>6. 備考 高齢者就業機会確保事業にて実施しているので、 ここでの予算措置はなし</p>	<p>1. 組織概要 名称：大野原町シルバー人材センター 設立時期：H7.6.9 会員数：170名(H15年1月現在)</p> <p>2. 事務局 社会福祉協議会内</p> <p>3. 取り扱い事務 請求作業 配分金計算処理 会員就業管理</p> <p>4. 活動状況等 研修会開催 1回 剪定講習会 1回</p> <p>5. 就業状況(H13) 就業実人員 80名 就業延人員 16,233名/年 契約金額 60,186千円</p> <p>6. 備考 高齢者就業機会確保事業にて実施しているので、 ここでの予算措置はなし</p>	<p>1. 組織概要 名称：豊浜町シルバー人材センター 設立時期：H元.4.1 会員数：101名(H14年度)</p> <p>2. 事務局 社会福祉協議会内</p>				
高齢者保健福祉計画	<p>1. 目的 現在の高齢者福祉施策の実施状況を分析し、計画期間における統一的なサービス提供を図る。 介護保険事業計画を含む。</p> <p>2. 策定体制 保健部門、介護保険部門と連携し、一的な計画を策定する。</p> <p>3. 策定期間 3年に1度、5年を1単位とする計画を策定する。</p> <p>4. 委員数 20人</p>	<p>1. 目的 現在の高齢者福祉施策の実施状況を分析し、計画期間における統一的なサービス提供を図る。 介護保険事業計画を含む。</p> <p>2. 策定体制 保健部門、介護保険部門と連携し、統一的な計画を策定する。</p> <p>3. 策定期間 3年に1度、5年を1単位とする計画を策定する。</p> <p>4. 委員数 17人</p>	<p>1. 目的 現在の高齢者福祉施策の実施状況を分析し、計画期間における統一的なサービス提供を図る。 介護保険事業計画を含む。</p> <p>2. 策定体制 保健部門、介護保険部門と連携し、統一的な計画を策定する。</p> <p>3. 策定期間 3年に1度、5年を1単位とする計画を策定する。</p> <p>4. 委員数 18人</p>				

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔地域福祉計画〕 地域福祉計画については、平成18年度末までに策定する。						
<p><b>【地域福祉計画とは】</b></p> <p>平成12年6月に改称・改正された社会福祉法において、市町村は「地域福祉計画」をつくることが定められました。地域福祉計画には、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を策定し、計画づくりには、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者、社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映しなければならないとされています。</p> <p><b>【社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）】</b></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>（地域福祉の推進）</p> <p>第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p> <p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。</p> <p>（市町村地域福祉計画）</p> <p>第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</li> <li>2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</li> <li>3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</li> </ol> <p>（都道府県地域福祉支援計画）</p> <p>第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項</li> <li>2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項</li> <li>3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項</li> </ol> <p>（注）第107条及び第108条は、平成15年4月1日から施行</p>							